

重要事項説明書

1. お申し込みの方法
当社所定の様式によりお申込みください。

2.使用開始の予定年月日
現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

3. 契約電流・契約容量・契約電力
原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量・契約電力の値を引き継ぐものとします。

4. 供給電圧および周波数
(1)供給電圧は、従量電灯A・B・Cは交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。動力は交流三相3線式標準電圧200ボルトです。
(2)周波数は原則として標準周波数50ヘルツもしくは標準周波数60ヘルツです。

5.電気料金
料金は基本料金と、使用料金単価に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、原価調整費を差し引いた又は加えたものとします。

原価調整費は、市場価格や当社の相対電源の購入量によって変動いたします。他社の料金に比べて必ず安くなることをお約束するプランではございません。価格構成の諸要因により、他社よりも価格が高くなるケースもございますことをご了承ください。

請求の締めは、検針日ではなく毎月1日～末日にて料金の計算をいたします。

請求書は毎月15日前後に発行し、同月の末日に引落となります。（初回引落日は供給開始通知書をご確認ください）

【1】再生エネルギー発電促進賦課金

資源エネルギー庁のHPをご参照下さい。

【2】原価調整費

裏面をご参照ください。

【3】従量電灯B・C、動力（北海道）
イ 基本料金

従量電灯B	10A毎(※)※10A,15A,20A,30A,40A,50A,60A	295円90銭
従量電灯C	1KVA毎	295円90銭
動力	1KW毎	664円40銭

ロ使用料金		
従量電灯B、C	1KWh	5円00銭
動力	1KWh	2円00銭

【4】従量電灯B・C、動力（東北）
イ 基本料金

従量電灯B	10A毎(※)※10A,15A,	226円60銭
従量電灯C	1KVA毎	226円60銭
動力	1KW毎	630円30銭

ロ使用料金		
従量電灯B、C	1KWh	5円00銭
動力	1KWh	2円00銭

【5】従量電灯B・C、動力（東京）
イ 基本料金

従量電灯B	10A毎(※)※10A,15A,	230円67銭
従量電灯C	1KVA毎	230円67銭
動力	1KW毎	731円97銭

ロ使用料金		
従量電灯B、C	1KWh	5円00銭
動力	1KWh	2円00銭

【6】従量電灯B・C、動力（中部）
イ 基本料金

従量電灯B	10A毎(※)※10A,15A,20A,30A,40A,50A,60A	214円50銭
従量電灯C	1KVA毎	214円50銭
動力	1KW毎	550円00銭

ロ使用料金		
従量電灯B、C	1KWh	5円00銭
動力	1KWh	2円00銭

【7】従量電灯B・C、動力（北陸）
イ 基本料金

従量電灯B	10A毎(※)※10A,15A,20A,30A,40A,50A,60A	242円00銭
従量電灯C	1KVA毎	242円00銭
動力	1KW毎	539円00銭

ロ使用料金		
従量電灯B、C	1KWh	5円00銭
動力	1KWh	2円00銭

【8】従量電灯A・B、動力（関西）
イ 基本料金

従量電灯A	1契約につき	290円40銭
従量電灯B	6kVA迄	290円40銭
	1KVA毎(7kVA以上)	96円80銭
動力	1KW毎	460円90銭

ロ使用料金		
従量電灯A、B	1KWh	5円00銭
動力	1KWh	2円00銭

【9】従量電灯A・B、動力（中国）
イ 基本料金

従量電灯A	1契約につき	326円70銭
従量電灯B	6kVA迄	326円70銭
	1KVA毎(7kVA以上)	108円90銭
動力	1KW毎	568円70銭

ロ使用料金		
従量電灯A、B	1KWh	5円00銭
動力	1KWh	2円00銭

【10】従量電灯A・B、動力（四国）
イ 基本料金

従量電灯A	1契約につき	363円00銭
従量電灯B	6kVA迄	363円00銭
	1KVA毎(7kVA以上)	121円00銭
動力	1KW毎	554円40銭

ロ使用料金		
従量電灯A、B	1KWh	5円00銭
動力	1KWh	2円00銭

【11】従量電灯B・C、動力（九州）
イ 基本料金

従量電灯B	10A毎(※)※10A,15A,20A,30A,40A,50A,60A	227円38銭
従量電灯C	1KVA毎	227円38銭
動力	1KW毎	571円44銭

ロ使用料金		
従量電灯B、C	1KWh	5円00銭
動力	1KWh	2円00銭

6.工事費等
(1)計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
(2)託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

7.計量・料金算定について
(1)使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
(2)料金の算定期間は「一月」とし、毎月1日から末日までの期間とします。計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

8.お支払い方法
(1)毎月の電気料金については口座振替もしくはクレジットカードのどちらかお客様の選択された方法によりお支払いいただきます。クレジットカードでのお支払いを希望される方はご自身で弊社HPより支払方法の変更をしてください。ただしクレジットカードでのお支払いは「従量電灯(100V)」を契約しているお客様に限ります。「従量電灯」の支払いをクレジットカードを選択されているお客様が、新たに「動力(200V)」を契約された場合のお支払い方法は、口座振替に変更となります。
(2)工事費負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

9.お客さまのご協力
(1)需要場所への立入りによる業務の実施供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
(2)施設場所の提供
一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。
(3)保安に対するお客さまの協力
一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

10.契約期間
契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。

11.お客さまからの申し出による契約の変更・解除

- (1)契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
- (2)他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。
- (3)引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。
- (4)契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

12.当社からの申し出による契約の解約

- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。
- (1)一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2)お客さまがその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3)支払期日を15日経過してもお客さまが料金を支払われない場合
- (4)お客さまが支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (6)お客さまが、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合
- (7)お客さまがその他電気供給約款に違反した場合

13.その他

- (1)現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せください。
- (2)本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。

14.供給元登録番号

登録番号:A0431

原価調整費

- (1) 原価調整費の算定
- 原価調整費は当社HPIにて毎月発表いたします。
- 原価調整費は下記の計算式にて算定します。
- 原価調整費＝託送使用料金単価＋調達電源単価＋リスクヘッジ単価＋容量拠出金単価＋手数料単価
- 調達電源単価は、日本卸電力取引所や東京商品取引所の価格などを参考にしてください。

共同利用プライバシーポリシー

共同利用する者の範囲

- 当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。※1
- ・小売電気事業者※2
 - ・一般送配電事業者※3
 - ・電力広域的運営推進機関

共同利用の目的

- ①託送供給契約又は発電量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更又は解約のため
- ②小売供給契約(離島供給および最終保障供給に関する契約を含

む。)又は電気受給契約(以下「小売供給等契約」といいます。)の廃止取次※4のため

- ③供給(受電)地点に関する情報の確認のため
- ④電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
- 共同利用する情報項目

- ①基本情報:氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- ②供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法

共同利用の管理責任者

- ①基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者(但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者)②供給(受電)地点に関する情報:供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者

※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般送配電事業者及び一般送配電事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ(http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/))をご参照ください。

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約等解約の申込みを行うことをいいます。

株式会社グローアップ

〒171-0022
東京都豊島区南池袋1-13-23 JRE南池袋ビル7F
TEL:03-5302-2297
受付時間:10:30～18:30(土日祝を除く)
<http://gue.co.jp/>

日本卸電力取引所 各エリアプライスの月ごとの平均価格(税込)

年度	月	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
2024年	4月	¥ 9.94	¥ 9.86	¥ 10.90	¥ 9.65	¥ 8.79	¥ 7.70	¥ 7.70	¥ 7.58	¥ 7.72
	5月	¥ 10.69	¥ 10.60	¥ 11.26	¥ 9.42	¥ 8.41	¥ 8.40	¥ 8.40	¥ 8.13	¥ 8.19
	6月	¥ 11.50	¥ 11.53	¥ 12.37	¥ 10.86	¥ 9.81	¥ 9.78	¥ 9.69	¥ 9.26	¥ 9.55
	7月	¥ 12.60	¥ 12.17	¥ 15.72	¥ 14.77	¥ 13.99	¥ 13.99	¥ 13.98	¥ 14.00	¥ 12.94
	8月	¥ 13.13	¥ 13.67	¥ 14.88	¥ 15.26	¥ 15.05	¥ 15.05	¥ 15.04	¥ 15.19	¥ 14.20
	9月	¥ 13.22	¥ 14.31	¥ 15.20	¥ 14.79	¥ 13.55	¥ 13.04	¥ 13.04	¥ 13.03	¥ 11.92
	10月	¥ 13.03	¥ 14.49	¥ 15.33	¥ 11.82	¥ 10.93	¥ 10.93	¥ 10.93	¥ 10.86	¥ 10.41
	11月	¥ 13.72	¥ 13.81	¥ 14.16	¥ 12.98	¥ 11.62	¥ 11.62	¥ 11.58	¥ 10.10	¥ 10.64
	12月	¥ 13.44	¥ 12.60	¥ 13.92	¥ 13.82	¥ 11.83	¥ 11.81	¥ 11.79	¥ 9.44	¥ 10.66
	1月	¥ 14.27	¥ 13.65	¥ 13.75	¥ 13.49	¥ 11.72	¥ 11.61	¥ 11.51	¥ 9.51	¥ 11.01
	2月	¥ 14.29	¥ 14.27	¥ 14.59	¥ 14.93	¥ 14.46	¥ 14.46	¥ 14.42	¥ 11.22	¥ 12.99
	3月	¥ 11.97	¥ 11.47	¥ 11.83	¥ 12.29	¥ 12.13	¥ 12.13	¥ 11.95	¥ 9.63	¥ 10.20

旧料金形態と新料金形態の違い(電灯・動力同じ)

Q,結局今までより安くなるの? 高くなるの?

当社が提供できる**最も安い料金形態を開発いたしました。**

